



熊本県公報

号外第 28 号

平成 23 年 9 月 22 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 当せん金付証票に関する告示…………… (財政課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1

告 示

熊本県告示第 945 号

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、口蹄疫復興宝くじの発売条件等を次のとおり定める。

平成 23 年 9 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称
口蹄疫復興宝くじ
- 2 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行
東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 5 号
- 3 発売の数及び総額
2, 500 万通
50 億円
- 4 証票金額
1 通 200 円
- 5 証票型式
開封式
- 6 発売期間
平成 23 年 10 月 15 日から同月 25 日まで
- 7 抽せん日
平成 23 年 10 月 27 日
- 8 当せん金支払開始日
平成 23 年 11 月 1 日
- 9 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金の額	当せんの数
1 等	30, 000, 000 円	3 本
1 等の前後賞	10, 000, 000 円	6 本
1 等の組違い賞	100, 000 円	747 本
2 等	5, 000, 000 円	25 本
3 等	1, 000, 000 円	250 本
4 等	100, 000 円	2, 500 本
5 等	50, 000 円	5, 000 本
6 等	10, 000 円	25, 000 本
7 等	1, 000 円	750, 000 本

10 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は、転売できない。
- (3) 発売は、宮崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県が共同して行う。

熊本県告示第 945 号の 2

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年9月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	熊本市国府一丁目 3番7地先から 同市水前寺一丁目 380番3地先まで	6.8	エレベーター の設置

2 供用を開始する期日 平成23年9月22日